

平成27年2月臨時会

議案説明資料

警察本部

## 平成27年2月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件 名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について(平成27年1月7日専決)	組織犯罪課 対策課	1~2

条例名等	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について (平成27年1月7日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、平成27年1月7日専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 暴力団事務所の開設及び運営の禁止について定めた規定中引用する少年院法の条項等を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、少年院法の施行日とする。</p>

## 鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)	(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)
第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。	第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院	(7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所
(8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所	(8) 略
(9) 略	(9) 略
(10) 略	
2 略	2 略

### 附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。